



長野県報

8 月 31 日(月)
令和 8 年
(2026 年)
第 739 号

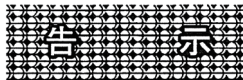
目次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（6 件）（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	4
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	5
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（建築住宅課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公 告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	6
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（教育政策課）	6



長野県告示第347号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和8年8月31日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り 5 丁目 11 番 50 号	令和 11 年 9 月 1 日

医療政策課

長野県告示第348号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年8月31日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第349号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第350号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、川上村（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第351号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年8月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
辰野町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第352号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年8月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第353号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡宮田村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第354号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡宮田村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村3907 の 26（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
鉄道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第356号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定により、指定確認検査機関として次のとおり指定しました。

令和 8 年 8 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
- 3 業務区域
長野県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1605番地14、松本市大字島立988番地 1 及び上田市天神四丁目17番 3 号

建築住宅課

長野県千曲建設事務所告示第 2 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和 8 年 9 月 17 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 31 日

長野県千曲建設事務所長 山 崎 成 史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上田千曲長野自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字須坂字中島358番の 5 地先から 千曲市大字須坂字中島361番の 1 地先まで	旧	m 5.8 ～ 9.3	km 0.1000
同 上	新	5.8 ～ 12.9	0.1070

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第 3 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和 8 年 9 月 17 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

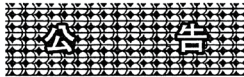
令和 8 年 8 月 31 日

長野県千曲建設事務所長 山 崎 成 史

- 1 路 線 名 上田千曲長野自転車道線

- 2 供用を開始する区間
千曲市大字須坂字中島358番の5地先から
千曲市大字須坂字中島361番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年9月1日

道路管理課



公告

令和8年8月19日、伊那市竜東土地改良区の定款変更を認可しました。
令和8年8月31日

長野県上伊那地域振興局長 水上俊治

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和8年8月31日

長野県伊那建設事務所長 矢口大輔

- 1 許可番号
令和8年7月22日 長野県伊那建設事務所指令8伊建第132-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡南箕輪村字中の原9612-1、9612-2、9613-1、9613-3、9613-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡箕輪町大字中箕輪13797-1
セル・トランス株式会社 代表取締役 原 豪志

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和8年8月31日

長野県教育委員会教育長 武田育夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量
高等学校普通科パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札